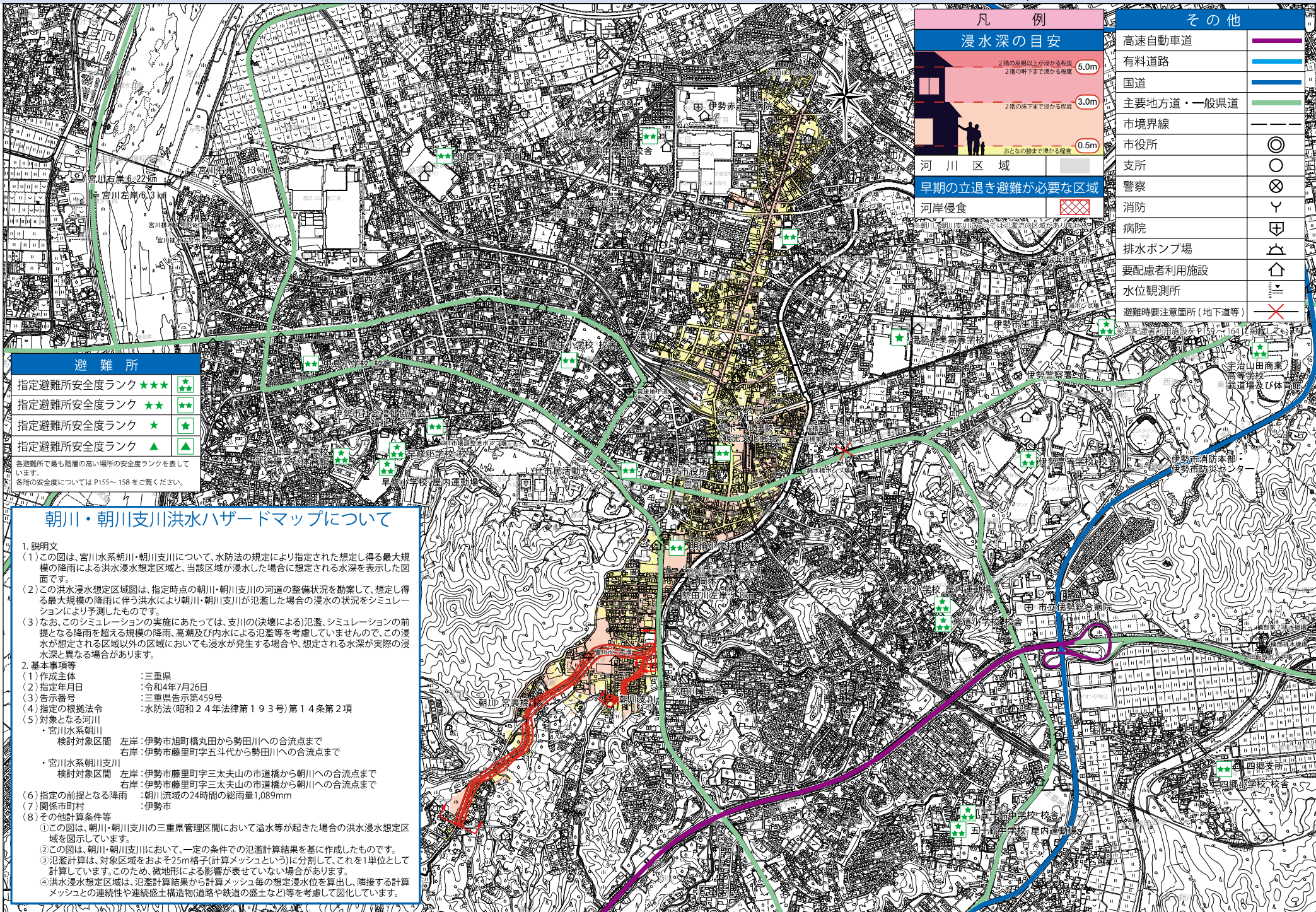




凡 例

浸水深の目安

2階の屋根以上が浸かる程度 5.0m

2階の軒下まで浸かる程度 3.0m

おとなの膝まで浸かる程度 0.5m

河 川 区 域

早期の立退き避難が必要な区域

河岸侵食

そ の 他	
高速自動車道	—
有料道路	—
国道	—
主要地方道・一般県道	—
市境界線	—
市役所	◎
支所	○
警察	⊗
消防	Y
病院	⚡
排水ポンプ場	⚡
要配慮者利用施設	⚡
水位観測所	⚡
避難時要注意箇所（地下道等）	×

避 難 所	
指定避難所安全度ランク ★★★★★	★
指定避難所安全度ランク ★★★★	★
指定避難所安全度ランク ★★★	★
指定避難所安全度ランク ★★	★

各避難所で最も階層の高い場所の安全度ランクを表しています。

各階の安全度については P155～158 をご覧ください。

朝川・朝川支川洪水ハザードマップについて

1. 説明文

(1) この図は、宮川水系朝川・朝川支川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の朝川・朝川支川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により朝川・朝川支川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 : 三重県

(2) 指定年月日 : 令和4年7月26日

(3) 告示番号 : 三重県告示第459号

(4) 指定の根拠法令 : 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項

(5) 対象となる河川

・宮川水系朝川

検討対象区間 左岸: 伊勢市旭町橋九田から勢田川への合流点まで
右岸: 伊勢市藤里町字五斗代から勢田川への合流点まで

・宮川水系朝川支川

検討対象区間 左岸: 伊勢市藤里町字三太夫山の市道橋から朝川への合流点まで
右岸: 伊勢市藤里町字三太夫山の市道橋から朝川への合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨 : 朝川流域の24時間の総雨量1,089mm

(7) 関係市町村 : 伊勢市

(8) その他計算条件等

① この図は、朝川・朝川支川の三重県管理区間において溢水等が起きた場合の洪水浸水想定区域を図示しています。

② この図は、朝川・朝川支川において、一定の条件での氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は、対象区域をおよそ25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物(道路や鉄道の盛土など)等を考慮して図化しています。